

令和8年第2回総務教育常任委員会会議録

1. 日 時 令和8年6月19日（金）
2. 場 所 白井市役所本庁舎4階 大委員会室
3. 議 題
- （1）請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書について
 - （2）請願第2号 「国における2027年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書について
 - （3）議案第10号 専決処分（白井市税条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて
 - （4）議案第11号 専決処分（白井市都市計画税条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて
 - （5）議案第13号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
 - （6）議案第19号 令和8年度白井市一般会計補正予算（第2号）のうち総務教育常任委員会が所掌する科目について
 - （7）閉会中の継続調査について
4. 出席委員 平 田 新 子 委 員 長・小田川 敦 子 副 委 員 長
伊 藤 仁 委 員・徳 本 光 香 委 員
石 原 淑 行 委 員・久保田 江 美 委 員
5. 欠席委員 なし
6. 説明のための出席者
- | | |
|---------|---------|
| 紹介議員 | 広 沢 修 司 |
| 参考人 | 宮 林 龍 希 |
| 執行部 | |
| 市 長 | 笠 井 喜久雄 |
| 総 務 部 長 | 金 井 早 苗 |
| 教 育 部 長 | 齊 藤 祐 二 |
| 総 務 課 長 | 相 馬 正 樹 |
| 財 政 課 長 | 富 田 宏 美 |
| 課 税 課 長 | 西 口 武 雄 |
| 教育総務課長 | 落 合 一 矢 |

教 育 部 参 事	山 本 高 寿
教 育 部 参 事	村 田 安 彦
監査委員事務局長	國 松 悟 史
上下水道課長	鈴 木 隆 宗

7. 会議の経過

別紙のとおり

8. 議会事務局

局 長	池 内 一 成
係 長	會 卓 也
主 事 補	大 塚 和佳奈

委 員 長 の 挨拶

○池内一成議会事務局長 定刻となりましたので、始めさせていただきます。

会議に先立ち、平田委員長より御挨拶をお願いいたします。

○平田新子委員長 皆様、おはようございます。5月から既に猛暑みたいな日が続いておりまして、それに加わってじめじめした梅雨ともいう、これから夏どうなるかというところで、皆様体調を壊されずに、今日は有意義で簡潔に審議ができますよう、よろしくお願いいたします。

○池内一成議会事務局長 ありがとうございました。

委員会会議につき、議事等につきましては平田委員長をお願いいたします。

会 議 の 経 過

開会 午前10時00分

○平田新子委員長 ただいまの出席委員は6名です。委員会条例第16条の規定によりまして定足数に達しておりますので、総務教育常任委員会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりでございます。

発言は必ず挙手の上、委員長の指名に基づいて行ってください。

これから日程に入ります。

(1) 請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書について

○平田新子委員長 日程第1、請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書についてを議題といたします。

請願第1号及び第2号の参考人として、請願者の宮林龍希さんにお越しいただいておりますので、御紹介いたします。

○宮林龍希参考人 千葉県教職員組合印旛支部の宮林龍希と申します。本日は請願審議のためにお集まりいただきありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○平田新子委員長 佐倉市からお越しくださいましたそうで、今日はよろしくお願いいたします。

それではまず初めに、紹介議員より請願の趣旨及び事項についての説明を求めます。

なお、説明時間はトータルで15分までとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

広沢紹介議員。

○広沢修司紹介議員 請願の件名、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書。

請願者、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会、会長、船橋紀美江。

請願の要旨を申し上げます。義務教育は、憲法の要請に基づき、子どもたち一人一人が国民として必要な基礎的資質を培うためのものです。教育の全国水準や機会均等を確保する義務教育の基盤づくりは国の責務であり、そのために設けられたのが義務教育費国庫負担制度です。しかし、かつては教材費、旅費、児童手当など、多くの経費が対象となっていました。次第に対象から除外され、給与費のみとなり、2005年には給与費の負担割合が3分の1に縮減されてしまいました。

現在、地方自治体の状況は様々であり、子どもたちを取り巻く教育環境にも格差が生じています。国民に等しく義務教育を保障する観点から言えば、財政的に最低保障として下支えしている義務教育費国庫負担制度は必要不可欠です。この制度が廃止されたり、国の負担割合がさらに下げられたりした場合、義務教育の水準にさらに格差が生まれることは必至です。

学校の基幹職員である学校事務職員、学校栄養職員を含め、教職員の給与を義務教育費国庫負担制度から適用除外することは、義務教育費国庫負担法第1条に明記されている教育の機会均等とその水準の維持向上という目的に反するばかりでなく、財政負担を地方自治体に課し、厳しい地方財政をさらに圧迫するものです。また、義務教育の円滑な推進を阻害するおそれも出てきます。よって、私たちは義務教育費国庫負担制度の堅持を強く要望します。

貴議会におかれましては、本請願の趣旨について御審議いただき、議決の上、政府及び関係行政官庁宛てに意見書を提出していただきたくお願い申し上げます。

請願事項は、2027年度予算編成に当たり、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」を貴議会において採択していただき、政府及び関係行政官庁宛てに意見書を御提出いただきたくお願い申し上げます。

以上でございます。

○平田新子委員長 それでは、参考人がいらっしゃっていますので、補足説明があればお願いいたします。挙手をお願いします。宮林参考人。

○宮林龍希参考人 特にございません。

○平田新子委員長 それでは、説明が終わりました。皆様、サイドボックスに請願の案が載っております。

これから質疑を行います。発言に当たっては、挙手をして、委員長の指名を受けてからお願いいたします。それでは、質疑でございますでしょうか。

石原委員。

○石原淑行委員 それでは、質問させていただきます。こちらの請願ですけれども、白井市に請願を求めています。千葉県内の市町村、全ての自治体に同じような請願を申し出ているのでしょうか。

○平田新子委員長 宮林参考人。

○宮林龍希参考人 今年度も県内全ての自治体に請願または陳情で通す予定になっております。

○平田新子委員長 石原委員。

○石原淑行委員 それでは、そういった千葉県内全てということで、やはり千葉県内で多くの自治体からこの請願が採択されることで、国への影響、教育についての堅持ができる意味合いがあるということでしょうか。確認です。

○平田新子委員長 宮林参考人。

○宮林龍希参考人 おっしゃるとおりです。

○平田新子委員長 よろしいですか。ほかに質問ございますか。

久保田委員。

○久保田江美委員 こちらは昨年も同様の趣旨で請願が採択されていると思うんですけども、この1年で義務教育費国庫負担制度をめぐる国の議論で、制度をさらに縮小させようととか、そういった新たな動きとか懸念事項が生じているのか伺いたいと思います。

○平田新子委員長 宮林参考人。

○宮林龍希参考人 今のところ国のほうではそのような方針は出ておりません。

○平田新子委員長 久保田委員。

○久保田江美委員 これを毎年出し続けていると思うんですけども、意見書提出後の実効性を伺いたいと思います。予算編成のプロセスにおいて、これを出していることによってどのような効果があるか伺いたいと思います。

○平田新子委員長 宮林参考人。

○宮林龍希参考人 2024年からのデータになるんですけども、2024年の国の義務教育費国庫負担の予算が約1兆5,627億円となっておりました。昨年度は約1兆6,210億円、また、今年度は予算ベースでいきますと約1兆7,118億円と年々増加しておりますので、この請願を出すことによって間違いなく国のほうでも予算は上がっております。

○平田新子委員長 よろしいですか。ほかに質疑はございますか。

伊藤委員。

○伊藤 仁委員 確認なんですけれども、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連合会という会自体はどういったつくりになっているんですか。教職員組合の外郭団体なのか、その辺のお話を聞かせていただきます。

○平田新子委員長 宮林参考人。

○宮林龍希参考人 全てで21の団体からできておりまして、この中にはもちろん我々が所属している教職員組合もあるんですけども、ほかにも県の小学校長会や中学校長会、また、公立学校の教頭会等の管理職の団体であるとか、あと、PTAの連合会等も加盟しておりますので、教育に携わる多くの団体が、21団体が携わっている団体となっております。

○平田新子委員長 伊藤委員。

○伊藤 仁委員 ということで、この連合会においても総会が毎年開催されているという認識でよろしいでしょうか。

○平田新子委員長 宮林参考人。

○宮林龍希参考人 申し訳ありません。総会の有無については私は把握しておりません。

○伊藤 仁委員 了解しました。

○平田新子委員長 よろしいですか。ほかに質疑ございますか。

小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 それでは、幾つか質問させていただきます。まず、去年紹介議員にお聞きして答えがいただけなかったことなので、改めて参考人にお聞きしたいと思います。この請願なんですけれども、内容の取りまとめはどのような形で行われているのでしょうか。つまり、21団体からそれぞれ意見を収集したりとか、もしくはフィードバックしたりとか、この請願自体のやり取りというのは組織内ではどういうふうに行われていますか。

○平田新子委員長 宮林参考人。

○宮林龍希参考人 団体の中に様々な事務局等が置かれております。その中の役員等により話合いが持たれているということを知っております。

○平田新子委員長 よろしいですか。小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 分かりました。組織の末端とまではいかなくても、組織の事務局内では、要望の内容や結果は共有されているという理解でよろしいですか。

○平田新子委員長 宮林参考人。

○宮林龍希参考人 おっしゃるとおりです。

○平田新子委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 分かりました。次の質問です。まず気になる点なんですけれども、請願の要旨の中から一つお聞きします。段落で言うと上から5番目の段落で、「学校の基幹職員である学校事務職員・学校栄養職員を含め、教職員の給与を云々」ときて、最後、「財政負担を地方自治体に課し、厳しい地方財政をさらに圧迫するものです」という請願要旨のところなんですけれども、令和8年度の文科省の予算で見ると、人員の配置については定数改善計画ということが示されていて、改善の方向にあるのではないかとお見受けしたんですが、会としてはどのような認識でしょうか。

○平田新子委員長 宮林参考人。

○宮林龍希参考人 申し訳ありません。もう一度質問をよろしいですか。すみません。

○小田川敦子副委員長 分かりました。では、要旨のところを飛ばさないで、ちゃんと読んでから始めます。「学校の基幹職員である学校事務職員・学校栄養職員を含め、教職員の給与を義務教育費国庫負担制度から適用除外することは、義務教育費国庫負担法第1条に明記されている教育の機会均等とその水準の維持向上という目的に反するばかりではなく、財政負担を地方自治体に課し、厳しい地

方財政をさらに圧迫するものです」、つまり、ここの中では、職員の経費であったり、給食に関する栄養職員であったりという部分をしっかりと義務教育費国庫負担金の中で賄ってくださいということ要望していると理解しているんです。だけれども、令和8年度の文科省の予算で見ると、養護教諭の配置の充実であったり、学校の事務体制の機能強化なんかも含めた定数改善計画というものが示されているので、こういったところが請願の趣旨に沿って改善されているのかしらと受け取れましたので、その辺りを御説明いただきたいなと思って質問しました。

○平田新子委員長 宮林参考人。

○宮林龍希参考人 おっしゃるように、養護教諭の配置等は変更となっているところではあるんですけども、やはり実際問題、学校現場を見たときに、まだまだ人員不足というところがございまして、その辺りも含めて引き続き請願していくということになっております。

○平田新子委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 それでは、今度は教育委員会のほうにお聞きします。定数改善計画の中には、中学校を35人学級にするという人員配置の予算が組まれているんですけども、やはり今、参考人がおっしゃったみたいに、現場としては教職員の数というのは、定数計画が作成されてもまだ足りないという現場の印象というか、感想はあるのでしょうか。

○平田新子委員長 山本教育部参事。

○山本高寿教育部参事 現場の感覚としては、まだまだ教職員の数は足りないと認識しております。以上です。

○平田新子委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 分かりました。続けてですみません。その次に、国庫負担割合3分の1の堅持もこっちですね。堅持はもちろんこれ以上上げるなということで、本当におっしゃるとおりだなとは思いますが、これが堅持ではなく、やはり以前のような2分の1に戻してほしいという、もう少し積極的な言い方にしてもいいんじゃないかなと思ったんですけども、そこはいかがお考えですか。

○平田新子委員長 宮林参考人。

○宮林龍希参考人 まずは今していただいている義務教育国庫負担制度をしっかりと堅持していただいて、将来的には以前のようにもちろん2分の1に戻ることが望ましいと思っております。以上です。

○平田新子委員長 よろしいですか。小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 分かりました。まずはしっかり今を維持するところを強固に主張していくということで、いずれはそうですね。

では、最後に確認というか見解をお聞きしたいんですが、今、現行稼働している令和8年度予算について、参考人が所属する会としてはどのような評価をされていますか。様々な要望活動を経年で継

続的に取り組まれているところで、今年度の予算について、ここは評価するけれども、ここはもう少しみたいな、そういった御意見、見解がございましたら教えていただけますでしょうか。

○平田新子委員長 宮林参考人。

○宮林龍希参考人 先ほども申したんですけれども、年々予算としては増額していただいているところではあるんですが、やはり学校現場は多岐に渡る業務もございますし、また、今年の1月から学級担任加算等も始まっておりますので、まだまだ足りないというところが現実です。これ以上の予算がつくことが学校現場にも望ましいと思っております。

○平田新子委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 そこなんですけれども、先ほど2024年からのデータで教育費の総額についてお示しいただいて、それが経年で上昇していることは分かりました。けれども、人件費が増額したりとか、物価の高騰とか、経常的に上昇している部分もある中で、それを除いてなお上昇しているという部分が予算からは見えづらかったのも、そこはいかがでしょうか。例えば、教職員の給与等は何とか確保されているけれども、それ以外の部分ではどうしても回らないので、非常に現場としては予算が厳しいという、そんな側面もあったりするのかしらと思ったので、そういった部分をお示しいただければと思います。

○平田新子委員長 宮林参考人。

○宮林龍希参考人 義務教育費国庫負担金は教職員の給与の補助に使われているというところがメインになっておりますので、おっしゃるように、教職員の給与が上がっていたり、それに伴って物価も上がっているのも、なかなか上がっているという認識はしにくいのが実情かなとは思いますが、ただ、義務教育費国庫負担金とは別の部分でもたくさんかかるというのは事実であります。

○小田川敦子副委員長 混同していました。ありがとうございます。

○平田新子委員長 よろしいですか。先ほどの質問と重複しているかと思います。

ほかに質疑はございますか。

徳本委員。

○徳本光香委員 先ほど、今年度千葉県内の全ての市町村にこの陳情を出されたということで、実績として昨年度も多分全部に出されていると思うんですけれども、そのうち幾つの議会で採択されて、政府に提出ができたかというのが分かればお願いします。

○平田新子委員長 宮林参考人。

○宮林龍希参考人 昨年度は県内51の市町で採択されました。

○平田新子委員長 よろしいですか。徳本委員。

○徳本光香委員 では、昨年度もその前も白井市議会にも出していただいているんですけれども、それで、昨年度から今までの団体の動きについてということで、近年3年間分を見てもやはり文面は全く一緒というところで、私もこの内容に賛同はもちろんしているんですけれども、先ほど意見でもあ

ったように、堅持ではなくもっと改善を求めてもいいのではという質問とか提案を毎年しているところで、せっかく各市議会に出している中で出た質問や要望というのは、何らかの共有とか検討は昨年度からされたかどうかというのをお聞きしたいです。

○平田新子委員長 宮林参考人。

○宮林龍希参考人 おっしゃっているように、やはり2分の1にしたほうがいいのではないかという声がほかの市町でも上がっているという声は聞いております。ただ、やはりまずは堅持というところをしっかりと継続していこうということで、方向については変わっておりません。

○平田新子委員長 よろしいですか。徳本委員。

○徳本光香委員 一応意見が出ているのは把握された上で堅持を選んだというのは分かりました。

もう一つ、最後の質問ですが、意見書（案）を出してほしいという陳情だと思うので、意見書（案）の中の3段落目の部分なんですけれども、地方財政においても厳しさが増している今ということで、毎年書いてあると思います。毎年厳しさの度合いとか世界情勢とか、政府の予算執行の状況とか違うと思うんですけれども、毎年状況に合わせた書き方にしたほうが、皆さんの団体、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体の千葉県連絡会というのが、特に何を訴えたいかということ、毎年同じだではなく、今年は特にどこを重視して訴えてきているかということ、より真剣に受け止めてくれるのではないかと考えているんですけれども、今年度の近況に合わせた文面などは検討されたんでしょうか。

○平田新子委員長 宮林参考人。

○宮林龍希参考人 近年の情勢を踏まえての検討ということまでは、私のほうで分かりかねるところではあるんですけれども、やはりずっと要求をしていくからこそ大切な部分であるので、あえて文言を変えていないというところになっております。焦点がぶれないようにということもございます。

○平田新子委員長 よろしいですか。ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○平田新子委員長 以上をもちまして、質疑はないものと認めます。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時24分

○平田新子委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これから討論を行います。

まず、反対討論の方はいらっしゃいますか。

次に、賛成討論の方はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○平田新子委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決をいたします。当常任委員会に付託された請願第1号は採択すべきものとすることに賛成の方は御起立お願いいたします。

〔賛成者起立〕

○平田新子委員長 起立全員です。

したがいまして、当常任委員会に付託された請願第1号は採択すべきものと決定いたしました。

(1) 請願第2号 「国における2027年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書について

○平田新子委員長 日程第2、請願第2号 「国における2027年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書についてを議題といたします。

まず初めに、紹介議員より請願の趣旨及び事項について説明を求めます。説明時間はトータルで15分です。よろしくお願いいたします。

広沢紹介議員。

○広沢修司紹介議員 「国における2027年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書です。

請願者は、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会、会長、船橋紀美江。

請願の要旨を申し上げます。教育は日本の未来を担う子どもたちを心豊かに育てる使命を持っております。しかしながら、社会の変化とともに子どもたち一人一人を取り巻く環境も変化して、教育諸課題や子どもの安全確保等の課題が山積しています。また、各地で地震や豪雨、台風などの大規模災害が立て続けに発生しました。災害からの復興はいまだ厳しい状況の中にあると言わざるを得ません。子どもたちの健全育成を目指し、豊かな教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層進める必要があります。

そこで、以下の項目を中心に、2027年度に向けての予算の充実を働きかけていただきたいと思います。

災害からの教育復興に関わる予算の拡充を十分に図ること。

子どもたち一人一人にきめ細やかな指導をするため、公立義務教育諸学校及び公立高等学校等の教職員定数を改善する計画を早期に策定、実現すること。

保護者の教育費負担を軽減するために、義務教育教科書無償制度を堅持すること。

現在の経済状況を鑑み、就学支援や奨学金事業に関わる予算をさらに拡充すること。

安心して学校生活を送れるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等、相談体制を充実させること。

多様な学びの場の充実を図り、誰もが学ぶことができる機会を保障するため、必要な予算措置を講ずること。

安全安心で個別最適な学びを実現する施設環境の整備に向け、バリアフリー化や洋式・多目的トイレ、空調設備設置等の公立学校施設整備費を充実すること。

GIGAスクール構想を着実に推進し、学校現場における様々な課題に対応できる環境を整えることなど。

以上、昨今の様々な教育課題は教育予算を十分に確保することにより解決されるものが多くあります。貴議会におかれましては、本請願の趣旨について御審議いただき、議決の上、政府及び関係行政官庁宛てに意見書を提出していただきたくお願い申し上げます。

請願事項。2027年度予算編成に当たり、憲法、子どもの権利条約の精神を生かし、子どもたちによりよい教育を保障するために、「国における2027年度教育予算拡充に関する意見書」を貴議会において採択していただき、政府及び関係行政官庁宛てに意見書を御提出いただきたくお願い申し上げます。

以上でございます。

○平田新子委員長 引き続き、参考人より補足説明などございましたらお願いいたします。

○宮林龍希参考人 ございませぬ。

○平田新子委員長 以上をもちまして説明が終わりました。

これから質疑を行います。発言に当たりましては、挙手をして、委員長の指名を受けてからお願いいたします。

それでは、質疑でございますでしょうか。

久保田委員。

○久保田江美委員 では、白井市の現状について教育委員会のほうに伺いたいと思います。まずは、バリアフリー化や洋式・多目的トイレ、空調設備設置等の公立学校施設整備等の充実というのが挙げられているんですけれども、市としてはどのぐらい充実しているかというか、市の整備状況はどのぐらいか伺います。

○平田新子委員長 落合教育総務課長。

○落合一矢教育総務課長 それでは、バリアフリー化の状況でございますが、白井市といたしましては、大規模改修のときに合わせてバリアフリー改修も進めているところでございます。ですから、数々のところは、今、持ち合わせていないんですけれども、いまだバリアフリー化されていない校舎や体育館も一部ございますので、引き続きバリアフリー化を続けていきたいと考えております。

○平田新子委員長 久保田委員。

○久保田江美委員 ほかに、空調設備等も今年度白井市としては体育館に入れることになりました。大分拡充されてきているかと思っておりますけれども、これ以外ももう少し欲しいというところはやはりあるという認識でよろしいですか。

○平田新子委員長 落合教育総務課長。

○落合一矢教育総務課長 空調設備につきましては、普通教室、特別教室を整備して、今年度、体育館や柔剣道場を整備させていただいているところでございます。整備はこれで整うところでございますが、今後10年後、20年後を考えると、また更新ということもございますので、そういったところは考えていかななくてはならないかなという形で考えております。

以上でございます。

○平田新子委員長 久保田委員。

○久保田江美委員 次の違う項目にいかせていただきたいと思います。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーのことについても書いてあるんですけども、実際市の現状としてはどのぐらい足りているのか、もう少し欲しいという点があるのかを伺いたいと思います。

○平田新子委員長 村田教育部参事。

○村田安彦教育部参事 白井市の現状でございますが、まず、スクールカウンセラーにつきましては、小学校、中学校共に全校に配置されております。それから、スクールソーシャルワーカーでございますが、市内で3名のスクールソーシャルワーカーが各学校を回っているという現状でございます。

以上です。

○平田新子委員長 久保田委員。

○久保田江美委員 一応配置はされているとのことですが、実際、教育現場としては足りているのか、もう少し欲しいなといったところがあるのか、伺いたいと思います。

○平田新子委員長 村田教育部参事。

○村田安彦教育部参事 現状を申し上げますと、スクールカウンセラーにつきましては、小学校が隔週、つまり2週に1回、そして、中学校が毎週の出勤になっております。やはり学校現場としましては、できればもう少し多くの日数を配置していただきたいというのが現状でございます。

同様に、スクールソーシャルワーカーにつきましても、現状はまだシステム上あまり先生方も活用できてないというところもあるんですけども、やはり学校によっては活用することでかなり助かっていると聞いておりますので、今後さらに需要が多くなるのではないかと考えておりますので、さらなる配置を要望したいと思っております。

以上です。

○平田新子委員長 よろしいですか。ほかに質疑ございますか。

石原委員。

○石原淑行委員 それでは、昨年も同様の請願ということで出されておりますけれども、昨年のもので違う部分があったので確認なんですけど、意見書（案）で出されている文言で、最初のほうの文言に、3行目になるんですけども、「日本の教育は、いじめ、不登校」、その後に、「小中高生の自殺者の増加」というのが、昨年度と違う文言が入っております、この部分が加わった意義を説明いただ

きたいと思います。

○平田新子委員長 宮林参考人。

○宮林龍希参考人 ここにも記載があるように、小中高生の自殺が、今、社会的にも、ニュース等でも取り上げられているように、かなり数的には増加の傾向になっております。学校現場にも自殺防止のためのリーフレットであるとか、また、県の教育委員会からのメッセージであるとか、そういったものも届くようになっております。

以上となります。

○平田新子委員長 石原委員。

○石原淑行委員 分かりました。そういう現状があるということで盛り込まれていると思います。

もう一つ、教育環境の整備を一層進める必要があるということで、以下の項目で挙げられているところなんですけど、2項目めの「子どもたち一人一人にきめ細やかな指導をするため、公立義務教育諸学校」の後に、今回、前回にはなかった、「公立高等学校等」が加わっております。前はなかったものを今回加えているという、公立高校等を加えた意義について伺いたいと思います。

○平田新子委員長 宮林参考人。

○宮林龍希参考人 今おっしゃっていただいたところについては、今年度から記載となっております。公立高校の定数は平成5年から変わっていない現状となっております。今、小規模の高校が数多く増えている中、専門学科などを教えられる教職員を確保できていない現状がありますので、この文言が今回入っております。

○平田新子委員長 よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 以下の項目の中から質問させていただきます。項目の2番目には、教職員定数を改善する計画を早期に策定、実現するということが盛り込まれているんですが、先ほども申し上げたとおり、令和8年度に国のほうでも令和8年度から10年度の間の定数に関する計画を策定したということなので、その計画との違いは何でしょうか。会として求める計画はどういったことで、国のほうはこういうことをやっていてと、比較、整理をして説明いただけると助かります。

○平田新子委員長 宮林参考人。

○宮林龍希参考人 申し訳ありません。そこに関して、私のほうでは分かりかねます。

○平田新子委員長 まだ質疑ございますか。小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 そうすると、この項目で求める計画はどういった計画なのか、もう少し詳しい概要みたいなものはお分かりになりますか。

○平田新子委員長 宮林参考人。

○宮林龍希参考人 国のほうからも、先ほどお話が出ました、中学校の35人以下の学級であるとか、あと、小学校高学年における教科担任制等の話も出ております。そういったところに関して、実情は、

私は小学校正規なんですけれども、特に小学校で教科担任制は、人数もない中でなかなか厳しいので、そういったところをより充実させていくために記載があると思います。

○平田新子委員長 よろしいですか。

○小田川敦子副委員長 その点は分かりました。取りあえず聞きたかったところは。整理してから。

○平田新子委員長 いいですか。ほかの方は質疑ございますか。小田川副委員長は後から質問されるということで、今、整理されているんですよね。ほかに質疑ありますか。

徳本委員。

○徳本光香委員 今回は千葉県連絡会として出されているんですけれども、これは全国的にも同じ文面が出されているんでしょうか。

○平田新子委員長 宮林参考人。

○宮林龍希参考人 申し訳ありません。他県の様子については私は把握しておりません。

○平田新子委員長 徳本委員、よろしいですか。

○徳本光香委員 あと、もし同じ文面だったらということだったんですけれども、分からないということなので、これは千葉県用ということですよ。ということでしたら、先ほども現場の実感ということがあったので、少し追加されたこともあるというのが分かって、そういったところが反映されていて、訴えていていいなと思いました。もし項目はあまり大きく変えられなくても、意見書（案）の前文などに何か千葉県独自の訴えというか、教員数の不足というあたりの実態などを盛り込んでもいいのではと感じました。県内の情報を集めて盛り込むという検討もされているんでしょうか。

○平田新子委員長 宮林参考人。

○宮林龍希参考人 実際にこの請願書を作る過程を私は見ているわけではないんですけれども、先ほども申したように、21の教育に携わる団体に関わっての請願書となっておりますので、教育の実情を踏まえての文章となっております。

○平田新子委員長 よろしいですか。徳本委員。

○徳本光香委員 ぜひ、今回自殺の項目とかを入れていただいたように、切実な実態みたいなものも盛り込むというのを検討していただけたらありがたいです。今後ということで。

次の質問なんですけれども、こちらの請願についても、先ほどの義務教育費国庫負担制度を守ってほしいという意見書（案）と同じで、昨年度は51市町で採択ということでよろしいでしょうか。

○平田新子委員長 宮林参考人。

○宮林龍希参考人 おっしゃるとおりです。

○平田新子委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 採択以外の結果を把握されていたら教えていただけるでしょうか。

○平田新子委員長 宮林参考人。

○宮林龍希参考人 申し訳ありません。ただいま資料を持ち合わせておりませんので。

○平田新子委員長 よろしいですか。ほかに質疑はありますか。

小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 項目中の3つ目のところ、「保護者の教育費負担を軽減するため」という部分なんですけれども、今年度から学校給食費の無償化が始まりました。こちらの請願に関しては、昨年からの給食の無償化の要望が項目としては外されるようになりましたが、結果としては、学校給食の無償化は始まりました。それを踏まえて、保護者の教育費の負担の軽減という部分は、教科書の無償化の堅持という部分のみを要望していくのでしょうか。ほかのところでもいろいろと負担はあるかとは思いますが、保護者負担の軽減という視点では、会としては教科書の無償配布という部分に限ってなんですか。

○平田新子委員長 宮林参考人。

○宮林龍希参考人 おっしゃっていただいているように、様々な部分で費用がかかるのは間違いないところではあるんですけれども、教科書の無償は全国、北海道から沖縄まで、端から端までやっているところであります。やはり教育を等しく受けられる機会もここに関わってきますので、保護者の負担軽減もそうですし、それに伴って子どもたちが教育を等しく受けるというところで、やはりこの文言になっております。

○平田新子委員長 よろしいですか。小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 分かりました。ありがとうございます。

その次ですけれども、最後の項目のGIGAスクール構想の着実な推進の部分です。学校現場における様々な課題に対応できる環境を整えることということで一文盛り込んでいますけれども、漠然としているような印象もあります。具体的にはこういったことを予算化してほしいと考えてここを盛り込んでいるのでしょうか。

○平田新子委員長 宮林参考人。

○宮林龍希参考人 GIGAスクール構想につきましては、現在もう各学校に入っているんですけれども、通信ネットワークがやはりまだまだ不十分なところもあります。クラス全員がタブレットを使うとインターネットが止まってしまうというような話も聞きますので、まず、ネットワークの速度の改善であるとか、我々教職員の校務用のパソコンの仕組みも、今、いろいろ入れ替わりが入っているところなんですけれども、そこもGIGAスクールのところには入っております。

○平田新子委員長 よろしいですか。小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 すみません、教育委員会に確認なんです、今の通信ネットワーク速度の改善のところなんですけれども、つい最近、何か議案で出ていたような印象があるんですが、あれは市が独自で改善に向けて工事に取組まれたんですか。

○平田新子委員長 山本教部育参事。

○山本高寿教育部参事 委員のおっしゃるとおり、工事の計画をしております。

以上です。

○平田新子委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 財源は国から何か支援はある予定ですか。

○山本高寿教育部参事 確認します。

○小田川敦子副委員長 すみません。

○平田新子委員長 確認いただいている間に、ほかに質疑があればどうぞ。

〔「なし」と言う者あり〕

○平田新子委員長 お待ちください。

山本教育部参事。

○山本高寿教育部参事 回線については市の独自予算となっております。

以上です。

○小田川敦子副委員長 ありがとうございます。

○平田新子委員長 よろしいですか。ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○平田新子委員長 それでは、質疑はないものと認めます。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時47分

再開 午前10時47分

○平田新子委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これから討論を行います。

まず、反対討論の方はいらっしゃいますか。

続いて、賛成討論の方はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○平田新子委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。当常任委員会に付託された請願第2号は採択すべきものとして賛成の方は御起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○平田新子委員長 起立全員です。

したがいまして、当常任委員会に付託されました請願第2号は採択すべきものと決定いたしました。

ここで休憩いたします。再開は午後1時30分ですので、各委員よろしくをお願いいたします。

休憩 午前 10 時 48 分

再開 午後 1 時 30 分

市長の挨拶

○池内一成議会事務局長 会議の再開に先立ち、御出席いただきました笠井市長より御挨拶をお願いいたします。

○笠井喜久雄市長 皆さん、こんにちは。本日から3日間にわたりまして、各常任委員会に付託されました10議案を、それぞれの常任委員会におきまして審議をいただくこととなりました。

本日の総務教育常任委員会では、議案第10号、議案第11号、議案第13号及び議案第19号のうち総務教育常任委員会が所掌する科目の4議案について審議をお願いするものでございます。委員の皆様方には深い御理解と慎重なる審議を賜りますようお願い申し上げまして、簡単でございますが、私の挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

○池内一成議会事務局長 ありがとうございます。

笠井市長におかれましては、この後、公務のため、退席とさせていただきます。

午前中に引き続き、議事等につきましては平田委員長をお願いいたします。

○平田新子委員長 それでは、改めまして、休憩前に引き続き会議を再開させていただきます。

発言におきましては、必ず挙手の上、委員長の指名に基づき行ってください。

(3) 議案第10号 専決処分（白井市税条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて

○平田新子委員長 日程第3、議案第10号 専決処分（白井市税条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについてを議題といたします。

議案内容につきましては既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。質疑はございますか。

石原委員。

○石原淑行委員 それでは、議案10号について質問させていただきます。軽自動車税の環境性能割の廃止ということで、条例自体は引用条項、文言の整理ということなんですが、軽自動車税の環境性能割の廃止ということは、税を納める市民にとってどのような影響があるのか伺います。

○平田新子委員長 西口課税課長。

○西口武雄課税課長 お答えします。

環境性能割の廃止理由につきましては、米国の関税措置が国の自動車産業に及ぼす影響を緩和し、国内自動車市場の活性化を速やかに図るとともに、自動車ユーザーの取得時における負担を軽減、簡素化するため、廃止されることとなったと聞いております。

以上です。

○平田新子委員長 石原委員。

○石原淑行委員 分かりました。ということは、市民にとっては負担軽減だと思うんですけども、逆にそれは市にとって市税収入等に影響すると思うんですが、市の影響を伺います。

○平田新子委員長 西口課税課長。

○西口武雄課税課長 お答えします。

当面の間は、国が補填することとなっております。

以上です。

○平田新子委員長 よろしいですか。ほかに質疑はございますか。

徳本委員。

○徳本光香委員 第33条の特定大口株主配当等の特定配当などへの追加という部分の変更内容はどのようなものでしょうか。

○平田新子委員長 西口課税課長。

○西口武雄課税課長 お答えします。

特定大口株主配当等は、納税義務者が自己の同族会社である法人と合計した株式保有割合が3%以上となる外国法人から支払いを受ける上場株式等の配当等のことを言います。ここで言う同族会社等は、発行株式の50%超えを上位3位までの株主一族が占めている会社のことになります。今回の改正においては、今まで特定大口株主配当等につきましては源泉徴収をしていなかったんですが、この改正によって、配当等の支払い時に特別徴収されることになるものです。

以上です。

○平田新子委員長 よろしいですか。ほかに質疑はございますか。

徳本委員。

○徳本光香委員 では、附則第10条の2と3についてなんですが、改修特別特定建築物に関する課税標準の特例措置のわがまち特例の割合を定める規定の新設というのは、どういう内容でしょうか。

○平田新子委員長 西口課税課長。

○西口武雄課税課長 お答えします。

まず、改修特別特定建築物とは何かということですが、バリアフリー改修を行った不特定多数の人が利用するものや、高齢者や障害者が主に利用する特定の用に供される建築物です。主に学校、病院、劇場、音楽ホール等が該当します。今回のわがまち特例につきましては、国の補助を受けてこれらのバリアフリー改修を行った場合、固定資産税及び都市計画税の額を、国の基準でいきますと参酌基準が3分の1で、6分の1以上から2分の1以下の範囲内において市町村の条例で定めるというものがあります。こちらにつきましては、白井市においては参酌基準どおり3分の1を適用したものでございます。

以上です。

○平田新子委員長 よろしいですか。ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○平田新子委員長 質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論の方はいらっしゃいますか。

次に、賛成討論の方はいらっしゃいますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○平田新子委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。当委員会に付託された議案第10号は、承認することに賛成の方は御起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○平田新子委員長 起立全員です。

したがいまして、当常任委員会に付託された議案第10号は承認することに決定いたしました。

（４）議案第11号 専決処分（白井市都市計画税条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて

○平田新子委員長 日程第４、議案第11号 専決処分（白井市都市計画税条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについてを議題といたします。

議案内容につきましては既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。質疑ございますでしょうか。

小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 それでは、今回の法改正によって、市にはどのような効果や利点が見込まれるのかお示してください。

○平田新子委員長 西口課税課長。

○西口武雄課税課長 お答えします。

先ほど議案第10号で説明したわがまち特例につきましては、この都市計画税条例も同じものが該当するようになります。こちらについて、今回の改正でわがまち特例を加えた形になります。

以上です。

○平田新子委員長 よろしいですか。小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 この改正の背景は、バリアフリー法の改正もあつての税改正かと思われますけれども、そういったことで、この改正が実施されることで、市内の公共施設、それから民間の施設のバリアフリーに資するような効果は見込まれますか。

○平田新子委員長 西口課税課長。

○西口武雄課税課長 お答えします。

こちらのバリアフリー改修につきましては、国の基準に沿ったバリアフリー改修が求められます。また、国の補助を受けることが前提となります。以前にもこの法律はあったんですけれども、そのときは音楽ホールと劇場に限定されていました。今回の法律改正によって、もう少し幅広い建築物が対象になったところです。なので、現状では今のところそういった施設の予定は聞いておりませんけれども、今後この制度を活用して、そういった改修を行う事業者が出てくればと考えております。

以上です。

○小田川敦子副委員長 分かりました。

○平田新子委員長 よろしいですか。ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○平田新子委員長 質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論の方はございますか。

賛成討論の方はいかがでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○平田新子委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決をいたします。当常任委員会に付託されました議案第11号は、承認することに賛成の方は御起立お願いいたします。

〔賛成者起立〕

○平田新子委員長 起立全員でございます。

したがいまして、当常任委員会に付託された議案第11号は承認することに決定いたしました。

(5) 議案第13号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○平田新子委員長 次に、日程第5、議案第13号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案内容につきましては既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。質疑はございますでしょうか。

徳本委員。

○徳本光香委員 今回、地方自治法の一部改正によって、白井市では3つの条例、監査委員条例と、水道と下水道事業の設置条例と、市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例について、条文が一つずつずれるのみの内容変更と聞いていますが、今回の元となる地方自治法の一部改正の内容につい

での御説明をお願いいたします。

○平田新子委員長 相馬総務課長。

○相馬正樹総務課長 お答えいたします。それでは、今回の地方自治法の改正の背景をお答えさせていただきます。

地方自治法の第11節に雑則というものがございまして、そこには大きく分けて2つのことが規定されています。1つは、公金の徴収ですとか、公金の収納という、公金事務の取扱いに関すること、そして2つ目が、先ほどありましたとおり、普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責ですとか、あと、職員の賠償責任の関係、この2つが規定されております。

その中で、地方自治法の中で新設されたものがございます。その新設されたものというのが、公金の事務取扱に関することで、具体的に申し上げますと、特定歳入等の収納という条項が追加されたことによって、市の条例についても条項ずれが生じることになります。

この特定歳入というのが何かというところなんですけれども、これまで地方税については地方公共団体が共同して運営している地方税共同機構というところで、分かりやすい事例ですと、電子納付ということで、e L T A Xを用いて電子納付ができています。近年、税以外にも様々な公金が電子化されているという背景がございまして、税以外の例えば介護保険料ですとか、国民健康保険料とか、白井市は国民健康保険税ですけれども、あと、後期高齢者医療保険料とか、そういったものも地方税共同機構に任せるといふようなところが追加されております。

以上でございます。

○平田新子委員長 よろしいですか。ほかに質疑はございますか。

小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 今の説明のところなんですけれども、そうすると、今後、介護保険税、国保税、後期高齢者、こちらの納め方に選択肢が増えたという理解でよろしいですか。

○平田新子委員長 相馬総務課長。

○相馬正樹総務課長 お答えします。

市のほうでも、この改正に基づいて、令和9年度に介護保険料と後期高齢者医療保険料もe L T A Xで電子納付ができるように、地方税共同機構に委託してできるような方向で予定しております。

以上です。

○平田新子委員長 いいですか。ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○平田新子委員長 質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論の方はございますか。

賛成討論の方はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○平田新子委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。当常任委員会に付託された議案第13号は、原案のとおり可決することに賛成の方は御起立お願いいたします。

〔賛成者起立〕

○平田新子委員長 起立全員でございます。

したがいまして、当常任委員会に付託された議案第13号は原案のとおり可決されました。

(6) 議案第19号 令和8年度白井市一般会計補正予算(第2号)のうち総務教育常任委員会が所掌する科目について

○平田新子委員長 日程第6、議案第19号 令和8年度白井市一般会計補正予算(第2号)のうち総務教育常任委員会が所掌する科目についてを議題といたします。

議案内容につきましては既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。質疑については、まず歳出からページ順に一問一答形式でお願いいたします。

最初に、歳出について質疑を行います。11ページ、1款1項1目議会費について質疑はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○平田新子委員長 次、12ページから13ページ9款教育費について質疑はありますか。

久保田委員。

○久保田江美委員 教育費全般ですね。

○平田新子委員長 全般、12ページ、13ページです。

○久保田江美委員 そうしたら、まず最初に12ページの4)部活動地域展開推進事業について伺います。こちらは休日の活動に合わせてキーボックスを作ったりとか、装置の移動というのが本会議場でも説明されたと思いますけれども、それはどちらの学校につけられるのかを伺います。

○平田新子委員長 山本教育部参事。

○山本高寿教育部参事 お答えします。

市内の中学校全てです。

以上です。

○平田新子委員長 久保田委員。

○久保田江美委員 それに伴いまして、使い勝手が変わると思いますけれども、何が課題でそちらをつけることになったのか、背景を伺ってもよろしいですか。

○平田新子委員長 山本教育部参事。

○山本高寿教育部参事 お答えいたします。

部活動地域展開に伴う休日の地域クラブ活動の校内利用時に、安全に活動できる環境を整えるため

に、機械設備設定工事費及びキーボックス設置工事を計上いたしました。特に吹奏楽部の休日の地域クラブ活動を令和8年2月から開始したところ、校内のセキュリティの課題が出てまいりました。現在、学校の教職員が鍵の開け閉めを行っていますが、これを外部の指導員でもできるように機械の設定をするるとともに、キーボックスの設置を行いました。本工事により、校内のセキュリティを確保しながら、生徒が安心して活動できる環境を整備するということで、教職員の負担の軽減を図ることとなりました。

以上です。

○平田新子委員長 よろしいですか。お待たせしました。石原委員。

○石原淑行委員 同じです。

○平田新子委員長 同じところでしたか。ほかに質疑はございますか。

小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 今のところなんですけれども、つまり先生ではなく、部活の指導者の方が鍵開けができるということで、鍵を開ける方法なんですけれども、キーボックスはいろいろな種類があると思います。ダイヤル式であったり、デジタル式であったり。キーボックスを設置することで鍵は安全に保管される、使われるということになっても、セキュリティの問題ではキーボックス自体に問題はないんでしょうか。そこはきちんと確認されているんですか。

○平田新子委員長 山本教育部参事。

○山本高寿教育部参事 セキュリティというのは鍵のセキュリティということですか。

○小田川敦子副委員長 キーボックスの鍵です。

○山本高寿教育部参事 キーボックスはダイヤル式になっておりますので、番号を知っている者しか開け閉めができないということで、安全性を担保しております。

以上です。

○平田新子委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 一応その番号も、定期的でも不定期でも変えたりとかしながら、キーボックス自体のセキュリティは安全を保つということはされますか。

○平田新子委員長 山本教育部参事。

○山本高寿教育部参事 おっしゃるとおり、鍵の番号を定期的に変えることで安全性を担保していきたいと考えております。

以上です。

○小田川敦子副委員長 分かりました。

○平田新子委員長 ほかに質疑はございますか。12ページ、13ページ、教育費です。

久保田委員。

○久保田江美委員 そうしましたら、13ページの4) 小学校施設教育環境向上事業ですが、こちらは

本会議の中で、特別支援教室にエアコンを設置するとのことでしたが、どちらの学校になるか伺います。

○平田新子委員長 落合教育総務課長。

○落合一矢教育総務課長 お答えいたします。

白井第二小学校になります。

以上です。

○平田新子委員長 久保田委員。

○久保田江美委員 もともと支援学級はあったかと思うんですけれども、変える背景を伺います。

○平田新子委員長 落合教育総務課長。

○落合一矢教育総務課長 お答えいたします。

白井第二小学校につきましては、今年度から校内支援センターが設置されました。そのため、特別支援学級の配置替えが必要となったというところがございます。今まで特別支援学級は普通教室の半分程度のスペースで御利用なさっていたんですけれども、今年1名児童が増えまして、手狭だということがありましたので、少しそれよりも大きな教室に移る必要が生じたので、今回こういった形で補正させていただいているところでございます。

以上でございます。

○平田新子委員長 よろしいですか。ほかに質疑はございますか。

小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 13ページの学校建設費、事業番号1) 小学校施設改修等事業の工事請負費について質問いたします。今回は、インフレスライド条項により差額分を増額補正するという御説明でしたけれども、昨今の物価上昇率は、インフレスライドはたしか1%という説明だったかと思いますが、それ以上の勢いがあるなという印象を持っているんです。なので、工期が終わるまでの間の年度中、今年度中にもさらなる値上がりが見込まれるのかどうか、その辺は教育委員会としてはどのように捉えていらっしゃるでしょうか。

○平田新子委員長 落合教育総務課長。

○落合一矢教育総務課長 お答えいたします。

今回の補正の金額に今後の将来的な上昇が見込まれるのかということでお答えさせていただきますと、見込んでございません。

以上となります。

○平田新子委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 分かりました。この数字に関しては、現行の1%に関しての分だけ乗せているということなので、将来分は見込んでないということが分かりました。それを踏まえて、今後そういう見込みはあるのかどうかという予測の点ではどうでしょうか。

○平田新子委員長 落合教育総務課長。

○落合一矢教育総務課長 お答えいたします。

将来の話ですので、未確定な部分に関しましてはこの場でお答えできませんので、そういった形で御回答させていただきます。

以上です。

○平田新子委員長 よろしいですか。小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 分かりました。あと、そうすると、数字が前後するので、整理できないので教えてほしいんですけども、去年の9月議会で契約金額の変更議案が出されました。大体12億5,300万円です。これも当時、去年のインフレスライド条項を見込んで、この金額で9月議会で可決されたんですけども、今回の提案に上がっているインフレスライド条項分の430万円は、この契約金額の中に、議案の契約金額の中に収まるのか、この後さらに契約変更で議案が上がってくるのか、ここはどういう感じですか。

○平田新子委員長 落合教育総務課長。

○落合一矢教育総務課長 お答えいたします。

昨年度契約変更させていただいたのは、昨年度時点での物価上昇分を上乗せして契約変更をさせていただいております。今回補正予算計上させていただいた分は、前年度から今年度に上昇した分、約400万円ほどなんですけれども、こちらを計上させていただいているところでございますので、この上昇した分につきましては、今後もう一度契約の変更をさせていただくような形で進めさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○小田川敦子副委員長 分かりました。

○平田新子委員長 よろしいですか。ほかに質疑はございますか。

徳本委員。

○徳本光香委員 同じ箇所、インフレスライドによる436万3,000円の増額ということで、労務単価の上昇率は何パーセントでしょうか。

○平田新子委員長 落合教育総務課長。

○落合一矢教育総務課長 お答えいたします。

こちらのパーセンテージというか、それぞれいろいろな業種がございます。国交省で出している資料によりますと、全工種、全国的な数字で上昇率が4.5%ということでお聞きしているところでございます。

以上です。

○平田新子委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 では、分かればいいんですけども、436万円のうち、労務単価が上がった分と、

それ以外のいろいろな物価高、単価が上がった部分があると思うんですが、労務単価分というのはそのうち幾らぐらいというのは分かるでしょうか。

○平田新子委員長 落合教育総務課長。

○落合一矢教育総務課長 労務部分とそのほかの材料の部分ということで仕分はしておりませんので、お答えができない状況でございます。

以上でございます。

○平田新子委員長 よろしいですか。ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○平田新子委員長 それでは、歳入のほうに移らせていただきます。10ページをお開きください。19款1項1目財政調整基金繰入金、及び22款1項の市債について質疑はございますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○平田新子委員長 先にいきます。次に、総務教育常任委員会が所掌する継続費補正について質疑を行います。ページ数で言いますと5ページです。9款2項の桜台小学校校舎改修工事及び桜台中学校校舎一部改修工事の小学校分について質疑はございますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○平田新子委員長 では、次に進みます。総務教育常任委員会が所掌する債務負担行為補正について質疑を行います。ページ数は6ページになります。小中学校学習用端末等貸借料について質疑はございますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○平田新子委員長 では、先にいきます。総務教育常任委員会が所掌する地方債補正について質疑を行います。ページ数は7ページ、こちらでは議会システム整備事業、道路橋梁整備事業、都市公園等整備事業、小学校施設改修等事業について質疑はございますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○平田新子委員長 それでは、質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論の方はいらっしゃいますか。

賛成討論の方はいらっしゃいますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○平田新子委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決をいたします。当常任委員会に付託された議案第19号は、原案どおり可決することに賛成の方は御起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○平田新子委員長 起立全員です。したがって、当常任委員会に付託された議案第19号は原案ど

おり可決されました。

(7) 閉会中の継続調査について

○平田新子委員長 日程第7、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

当常任委員会に係る所管事項につきましては、閉会中の継続調査の申出をしたいと思いますが、これに御異議はございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○平田新子委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。総務教育常任委員会を閉会いたします。本日はお疲れさまでした。ありがとうございました。

閉会 午後 2時00分